

(様式 1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	公害健康被害者の認定の更新		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第 8 条第 2 項		
所管部室課名	健康医療部 成人保健課		
審査基準	1 公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（昭和 55 年 5 月環保業第 331 号） その他の疾病の判断基準は、医学の分野において一般的に確立 2 疾病名については、公害健康被害補償法施行令（第 1 条（別表第 1）		
標準処理期間等	3 か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	2 か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	1 か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 成人保健課で要する 2 か月の中には、医学的検査の実施に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和 4 年 4 月 1 日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	障害補償費の支給		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第25条第1項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	1 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第9条・第10条 2 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条及び第20条に規定する指定疾病の種類に応じて環境庁長官が定める基準（昭和49年8月環境庁告示第47号） 3 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第110号）		
標準処理期間等	3か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	2か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	1か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 成人保健課で要する2か月の中には、医学的検査の実施に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	障害補償費の額の改定		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第4項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	1 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第9条・第10条 2 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条及び第20条に規定する指定疾病の種類に応じて環境庁長官が定める基準（昭和49年8月環境庁告示第47号） 3 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第110号）		
標準処理期間等	3か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	2か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	1か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 成人保健課で要する2か月の中には、医学的検査の実施に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	遺族補償費の支給		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第29条第1項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第109号）第5の1 なお、他原因参酌については、次のように取り扱うものとする。 死亡が指定疾病に起因する場合であり、他の原因も有力な死亡原因となっている場合の給付率は次のとおりとする。 1 指定疾病の死亡に対する寄与の比重が他原因の比重よりも大きいと考えられる場合：75% 2 上記1に該当しない場合：50%		
標準処理期間等	5か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	1か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	4か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 吹田市公害健康被害認定審査会で要する4か月の中には、主治医その他死亡前受診医療機関等への照会に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	遺族補償一時金の支給		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第1項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第109号）第6の1(1) なお、他原因参酌については、次のように取り扱うものとする。 死亡が指定疾病に起因する場合であり、他の原因も有力な死亡原因となっている場合の給付率は次のとおりとする。 1 指定疾病の死亡に対する寄与の比重が他原因の比重よりも大きいと考えられる場合：75% 2 上記1に該当しない場合：50%		
標準処理期間等	5か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	1か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	4か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 吹田市公害健康被害認定審査会で要する4か月の中には、主治医その他死亡前受診医療機関等への照会に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	遺族補償一時金の支給（差額）		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第3項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第3項		
標準処理期間等	2か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	2か月
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	療養手当の支給		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第40条第1項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	1 公害健康被害の補償等に関する法律第40条第1項 2 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第22条・第23条 3 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第109号）第8		
標準処理期間等	2か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	2か月
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	葬祭料の支給		
根拠条例等の名称・根拠条項	公害健康被害の補償等に関する法律第41条第1項		
所管部室課名	健康医療部成人保健課		
審査基準	公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月環企第109号）第9の1 なお、他原因参酌については、次のように取り扱うものとする。 死亡が指定疾病に起因する場合であり、他の原因も有力な死亡原因となっている場合の給付率は次のとおりとする。 1 指定疾病の死亡に対する寄与の比重が他原因の比重よりも大きいと考えられる場合：75% 2 上記1に該当しない場合：50%		
標準処理期間等	5か月		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部成人保健課	1か月
	審議機関	吹田市公害健康被害認定審査会	4か月
	経由機関		
	協議機関		
備考	1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。 2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。 3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。 4 吹田市公害健康被害認定審査会で要する4か月の中には、主治医その他死亡前受診医療機関等への照会に要する期間を含む。		
最近改正年月日	令和4年4月1日		